



平成28年4月スタート

障害者差別解消法がはじまります

この法律は、障がいのある人への差別（「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」）をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

～ 不当な差別的取扱いとは？ ～
 例えば、「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

～ 合理的配慮をしないこととは？ ～
 聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある人には情報を伝えないこととなります。障がいのある人が困っている時にその人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。障害者差別解消法では、行政機関や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。

○ この法律で守らなければならないことのポイント

	不当な差別的とりあつかい	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	【 禁止 】 不当な差別的とりあつかいが禁止されます	【 法的義務 】 障がい者に対して合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者など	【 禁止 】 不当な差別的とりあつかいが禁止されます	【 努力義務 】 障がい者に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

不当な差別的取扱いをすることは、行政機関も会社・お店なども同じく禁止されます。しかし、合理的配慮については、行政機関は必ず合理的配慮をしなければなりません、会社・お店などは、障がいのある人が困らないようにできるだけ努力することとなっています。

※ 障害者差別解消法が禁止しているのは、行政機関や会社・お店などによる差別です。この法律が、一人ひとりのすることや考えを罰することはありません。障がいのある人への差別がなくなるよう、国や都道府県または市町村は、障がいの内容や障がいのある人について、国民が理解を深められるような取組をしなければなりません。

～障がいのことで差別されたと感じたら、まずは 福祉課 障がい福祉班にご相談ください～

福祉課 障がい福祉班 電話 55-8075 ファックス 72-8301